

今年で

50

周年!

福島市民憲章作文コンクール(一般の部) 募集要項

1 趣旨

令和5年4月1日に、**制定50周年**を迎える市民憲章を、市民の皆さまに一層広めるとともに、理解を深め、市民憲章の精神が日常生活やまちづくりに活かせるよう、その普及啓発の一環として実施いたします。

福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川をもつ福島市民です。
福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しいまちです。
わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちをつくるため、この市民憲章を
さだめます。

- 空も水もきれいな みどりのまちをつくりましょう。
- 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- きまりを守り、力をあわせて 楽しく働けるまちをつくりましょう。
- 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

※福島市民憲章は、市民すべての幸せと、郷土ふくしまの限りない発展を願いながら、快適で明るく住みよいまちづくりを進めるための精神的なよりどころとして、今から **50** 年前の昭和48年4月に制定されました。

2 作文テーマ

『市民憲章とわたしたちのまち』

50周年を迎えた福島市民憲章がわたしたちのまちに根付いていると感じたことや、市民憲章が身近に感じた風景や場面、エピソードなどについてお書きください。

3 応募資格

福島市に居住している、もしくは市内に通勤・通学している高校生以上の方

4 応募期間

令和5年8月1日(火)～10月31日(火)※当日消印有効

5 規格等

文字数は**600字以上1200字以内**、作品の形式・様式(縦書き・横書き・用紙の大きさ等)は問いません。

- ①作品は未発表かつオリジナルのもので、1人1点に限ります。
- ②作品の1行目にタイトル、2行目に氏名・ペンネーム(ふりがな)を記入してください。
- ③手書きまたはパソコン(Microsoft Wordのみ)のいずれかで作成ください。
※市のホームページからも原稿用紙をダウンロードできますので、ご利用ください。

6 応募方法

裏面の応募フォーム、郵送または持参にてご応募いただけます。

郵送または持参の場合、応募用紙に下記の内容を記入し、作品とともに提出してください。

- ①作品タイトル
- ②氏名(ふりがな)
- ③ペンネーム(氏名の公表を希望しない場合)
- ④ご自宅の住所
- ⑤電話番号
- ⑥生年月日
- ⑦(学生のみ)学校名、学年

作文応募フォーム

右記の QR コードからもアクセスできます。

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202300813>

応募用紙・原稿用紙は市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/community>

[/kensyo/index.html](https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/community/kensyo/index.html)

応募フォーム



市民憲章 HP



7 提出先及び問合せ先

福島市民憲章推進協議会事務局 福島市役所 政策調整部 地域共創課内

〒960-8601 福島市五老内町3番1号 4階

TEL:024-525-3731

8 審査発表

当協議会委員により審査を行い、結果は12月中に入賞者へ通知いたします。また、市のホームページにも掲載いたします。

9 各賞(予定)

◇金賞:1名 賞状・記念品(ギフトカード 1万円分)

◇銀賞:2名 賞状・記念品(ギフトカード 5千円分)

◇銅賞:3名 賞状・記念品(ギフトカード 3千円分)

※応募された皆さまへ参加賞もご用意しております。

10 権利の帰属

・応募作品の著作権、使用权は主催者側に帰属することとします。

・応募作品は返却いたしません。

・応募者の個人情報については、本コンクールの事業の範囲内で利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

11 表彰式

令和6年1月に、中学生の部とあわせて実施を予定しております。また、市民憲章50周年記念式典も同時開催する予定です。詳細は入賞者へ個別にご連絡いたします。

12 作品の活用

応募作品は、市ホームページへ掲載するなど、幅広く活用させていただきます。また、報道機関に提供する場合がございます。

●主催 福島市民憲章推進協議会 ●共催 福島市 福島市教育委員会

●後援 福島市中学校長会 福島民報社 福島民友新聞社

福島市民憲章は令和5年4月1日に制定

50

周年を迎えました!

